

医療機関の皆様へ

長崎県感染症対策室

直近の感染状況を踏まえた新型コロナウイルス感染症の対応について

## ■全数把握の見直しへの対応について

- ・ 長崎県では、発生届の限定を行っています。（令和4年9月9日～）

### （1）発生届の限定について（HER-SYS への入力）

◎発生届の対象 ⇒ 引き続き、HER-SYS への入力をお願いします。

- ① 65歳以上の者
- ② 入院を要する者
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬※の投与が必要な者  
又は  
重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ④ 妊婦

◎上記以外の者 ⇒ HER-SYS への入力を行わないこととします。

※ ③の新型コロナ治療薬の範囲は、以下のとおり

1. ロナプリーブ（カシリピマブ・イムデピマブ）
2. ステロイド薬
3. ゼビュディ（ソトロピマブ）
4. トシリズマブ
5. パキロビッド（ニルマトレルビル・リトナビル）
6. バリシチニブ
7. ラゲブリオ（モルヌピラビル）
8. ベクルリー（レムデシビル）

### （2）発生届の対象とならない方への対応

- ・ 発生届の対象とならない方については、保健所からの連絡がないことから、療養期間中の注意事項をお伝えする必要がありますので、次のポイントを中心にご説明をお願いします。
- ・ 説明事項をまとめたチラシも作成しておりますので、ご活用ください。

#### 【発生届の対象とならない方への説明ポイント】

- ・ パルスオキシメーターの貸与、宿泊療養施設に入りたい等の希望がある場合にはお住まい地区を管轄する各健康観察センター等（別添のチラシ参照）に相談をすること
- ・ 療養中に医療機関を受診したい場合には、まず、診断を受けた医療機関又はかかりつけ医へ、電話で相談をすること

- ・療養中の過ごし方の詳細については、チラシの QR コードを読み取り確認をすること

### (3)年代別の感染者数の報告

- ・ 個別の発生届が限定されたことから、医療機関は、日ごとの患者の総数及び日ごとの患者の年代別の総数を長崎県福祉保健部感染症対策室に報告してください。  
※患者の総数には、**発生届の対象となる方を含めて**報告してください。

#### 【年代別の感染者数の報告方法】

- ① 感染者数を年代別に集計し報告様式に入力をお願いします。  
※報告様式は県ホームページに掲載。  
県ホームページ⇒【総合ページ】新型コロナウイルス感染症について⇒ピックアップ情報⇒発生届の限定後の医療機関からの感染者数の報告について
- ② 長崎県感染症対策室宛（下記アドレス）へメールにて報告をお願いします。  
報告先アドレス：[s040362coronahoukoku@pref.nagasaki.lg.jp](mailto:s040362coronahoukoku@pref.nagasaki.lg.jp)  
FAX 送信の場合：095-895-2573  
※集計の都合上、可能な限りメールでのご報告をお願いします。  
※メール添付で報告いただいたエクセルを自動集計します。そのため、報告数の修正等が必要な場合は、感染症対策室へ電話連絡をお願いします（095-895-2466）。
- ③ 当日診断した感染者数については、診断日翌日の10時までに、報告をお願いします。  
※件数が0の場合は報告不要です。
- ④ 現在、国において、HER-SYS の改修が進められており、今後、年代別の感染者数の報告は、HER-SYS を活用することになります。詳細が決まり次第、おって、お知らせします。

## ■新型コロナ治療薬の積極的な検討のお願い

- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染した患者に抗ウイルス薬を投与した場合、重症化を抑制する効果が見られることが分かっています。対象となる方の治療をご検討いただきますようお願いいたします。
- ・ 65歳以上又は透析中のすべての陽性患者への治療をご検討ください。

### (1) ラゲブリオ

ラゲブリオ登録センターへの事前登録をお願いします。



### (2) パキロビッド

パキロビッド登録センターへの事前登録をお願いします。

パキロビッド登録センター専用ダイヤル

(電話番号 0120-661-060) 月曜日から土曜日 9:00 から 17:30

### (3) 対応薬局リスト



## ■抗原検査キットの配布について

- ・ 長崎県では、発熱等の症状があつて、以下①～⑤の要件を満たす方に抗原検査キットを配布しております。

- ①長崎県内在住（長期滞在者を含む）の方
- ②小学4年生～65歳未満の方
- ③基礎疾患等の危険因子(※)のない方
- ④事前に解熱剤などのお薬（市販薬を含む）を確保されている方
- ⑤スマホ、パソコン等でのWEB申し込みが可能な方

(※) 悪性腫瘍、慢性呼吸疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症、心血管疾患、脳血管疾患、肥満（BMI：30以上）、喫煙、固形臓器移植後の免疫不全、妊婦の方、免疫抑制・調整薬の使用、HIV感染症

※県ホームページで確認いただき、アプリで申し込みしていただきます。（電話での申し込みは受け付けておりません。）

長崎県 検査キットの配布  検索

## ■陽性者判断センターについて

- ・ 長崎県では、医療機関を受診しなくても、速やかに療養が開始できるよう「長崎県陽性者判断センター」を開設しています。
- ・ 軽症状等、自ら判断し、自宅で速やかな療養開始を希望する方は、長崎県陽性者判断センターを利用することができます。
- ・ 「県から配送されてきた検査キットで陽性となった方」「自ら購入した医療用検査キットで陽性となった方」「長崎県 PCR 等検査無料化事業で陽性となった方」で、以下の①～⑤の要件を満たす方は、陽性者判断センターに登録が可能です。

- ①長崎県内在住（長期滞在者を含む）の方
- ②小学4年生～65歳未満の方
- ③基礎疾患等の危険因子(※)のない方
- ④事前に解熱剤などのお薬（市販薬を含む）を確保されている方
- ⑤スマホ、パソコン等でのWEB申し込みが可能な方

(※) 悪性腫瘍、慢性呼吸疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、脂質異常症、心血管疾患、脳血管疾患、肥満（BMI：30以上）、喫煙、固形臓器移植後の免疫不全、妊婦の方、免疫抑制・調整薬の使用、HIV感染症

- ・ ※県ホームページでご確認いただき、アプリで申し込みしていただきます。（電話での申し込みは受け付けておりません。）
- ・
- ・ 陽性者判断センターでは、検査キット結果の画像等を確認し陽性者判断を行います。その結果、陽性登録となった方へは、メール等により療養中の困りごとを相談する窓口（健康観察センター等）や療養に必要な情報について案内します。

### 【抗原検査キットについて】

**Q1 県から配布された抗原検査キットで陽性になったとの連絡があった。症状に不安があり、受診したいようであるが、その場合の対応は。**

- 持参いただいた抗原検査キットの陽性を確認できた場合（写真等での確認を含む）は、その検査結果をもって、確定診断していただくことが可能です。ただし、相談者が陽性と判定されている抗原検査キットを紛失し、医師が確認できない場合は、医療機関において、再検査をお願いします。  
（陽性者判断センターへの登録済みの方であれば、新規感染者としての集計数には含めないでください。また、陽性者判断センターへ未登録の方の場合は、受診した医療機関で診断いただき、本人へ陽性者判断センターへの登録は不要であることをお伝えください。）

**Q2 研究用の抗原検査キットで陽性になったとの連絡があった。その場合の対応は。**

- 研究用の抗原検査キットで陽性になった場合は、医療機関において、改めて、再検査をお願いします。
- 症状が軽症等で、受診せず療養を希望する方は、県で実施している抗原検査キットの配布事業の対象者である場合は、抗原検査キットの配布をご案内いただいて差し支えありません。
- なお、抗原検査キットを用いる場合は、「体外診断用医薬品」又は「一般用検査薬（第一類医薬品）」である必要があります。

**Q3 県で配布している抗原検査キットは、濃厚接触者は対象となるか。**

- 県がキットを配布するのは有症者であり、濃厚接触者であることをもって、対象とはなりません。従って、濃厚接触者に症状が出現し、小学校4年生～65歳未満等の条件に合った場合には、配布の対象となります。

**Q4 県で配布している抗原検査キットは、職場復帰等のための検査として活用できるか。**

- 活用できません。

**Q5 抗原検査キットは、申し込み後、どのくらいで到着するか。**

- 16時までに申し込みがあったものが、離島を含め、1～2日後にご自宅へお届けできます。

## 【陽性者判断センター】

**Q6 発生届の対象とならない患者に対しては、医療機関で療養証明書を発行しなければならない。そのため、発生届の対象とならない患者に対して、患者自身に陽性者判断センターに登録するよう勧めていいか。**

- 療養証明書の取扱いについては、令和4年9月1日に、金融庁からの要請を受け、生命保険協会が会員各社に対し、給付金等の支払いにあたり、療養証明書の発行を医療機関や保健所に求めない事務構築の検討を行うよう周知されているところです。
- 今後、会員各社において、療養証明書以外に新型コロナウイルスに罹患したことが確認できる代替書類の活用等による事務構築がなされていくと見込まれます。
- こうしたことから、療養証明書の発行は今後減少してくるものと思われませんが、現時点では、医療機関で患者と確定した方については、当該医療機関での療養証明書の発行をお願いします。

### （代替書類として利用可能性のある書類例）

- 医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの
- 診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）
- PCR検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果（市販の検査キットは除く）など

**Q7 長崎県PCR等検査無料化事業で陽性となった方から、受診の相談があった。その場合の対応は。**

- 相談のあった方が、陽性者判断センターの登録対象である場合で、本人が、軽症者等で、受診せず療養を希望する場合は、陽性者判断センターをご紹介いただくことも可能です。

**Q8 陽性者判断センターで、登録された後の患者対応はどのようになるのか。**

- 発生届の対象とならない方と同じ対応となります。
- 体調不良時等は、お住まいの地区を管轄する各健康観察センター等での相談・支援となります。

**Q9 陽性者判断センターで、登録された方が、体調が悪化し、受診したいという相談があった。どのように対応すればいいか。**

- 陽性者判断センターで登録された方には、連絡後、体調悪化時の連絡先について、お住まいの地区を管轄する各健康観察センター等を伝えておりますが、医療機関に相談があった場合には、当該医療機関での対応をお願いします。

- なお、現在、体調悪化時に備え、健康観察センターでは、オンラインで受診できるように体制を構築していますが、休日等のオンライン診療の医療機関数が少なく体制の強化を図っております。
- また、かかりつけ医等で診療された医療機関においては、初診料を含め、診療にかかった費用は、公費での対応となります。（なお、公費での対応は、当該患者の療養期間中に限る。また、新型コロナとなっていなかったとしても行われたであろう治療（例えば、高血圧の投薬等）については公費の対象外です。）

**Q10 陽性者判断センターに申請したが、まだ、登録された旨の通知が来ていない方から、体調が悪化したため、受診したいとの相談があった。どのように対応すればいいか。**

- 陽性者判断センターへの申請時に使用した「陽性となった検査キットの写真」を確認できた場合は、その検査結果をもって、確定診断していただくことが可能です。

**Q11 陽性者判断センターに申請した方は、どのように療養証明書を発行することになるか。**

- 療養証明書の取扱いについては、令和4年9月1日に、金融庁からの要請を受け、生命保険協会が会員各社に対し、給付金等の支払いにあたり、療養証明書の発行を医療機関や保健所に求めない事務構築の検討を行うよう周知されているところですが、療養証明書の代替書類として、「陽性者判断センターから結果通知（SMS、メール）」を利用していただくことを想定しています。
- 代替書類の利用が不可能な場合のみ、県感染症対策へ郵送申込により発行します。

### 【全数把握の見直しについて】

**Q12 発生届の対象とならない方について、引き続き、HER-SYSへ登録したいが可能か。**

- 発生届の対象とならない方については、医療機関において、My HER-SYS を用いて経過をフォローアップすることは可能です。その場合、「濃厚接触者」として HER-SYS に登録し、医療機関の責任において、フォローをお願いします。
- なお、保健所は、患者確定例や疑似症患者として発生届があった場合、そのすべてを65歳以上等の重症化リスクの高い方として対応しますので、HER-SYS 内の発生届に入力しないよう、ご注意ください。

**Q13 発生届の対象とならない方が、自宅療養中に体調が急変した場合、どのような対応となるか。**

- 医療機関に相談があった場合には、当該医療機関での対応をお願いします。
- ただし、医療機関での対応が難しい場合やかかりつけ医がいない場合は、お住まいの

地区を管轄する各健康観察センター等に連絡してもらえれば、オンライン診療医療機関の紹介や自宅療養サポート医へつなぐことが可能です。

**Q14 発生届の対象とならない方で、パルスオキシメーターを希望されているが、どのような対応となるか。**

- お住まいの地区を管轄する各健康観察センター等に、ご本人から連絡してもらうこととなります。

**Q15 発生届の対象とならない方で、宿泊療養を希望されているが、どのような対応となるか。**

- お住まいの地区を管轄する各健康観察センター等に、ご本人から連絡してもらってください。  
県立保健所管内の場合は、健康観察センターで陽性者であることを確認し、登録した後で、窓口となる保健所をご案内します。

**Q16 発生届の対象とならない方で、食料品の配布を希望されているが、どのような対応となるか。**

- お住まいの地区を管轄する各健康観察センター等に、ご本人から連絡してもらってください。  
県立保健所管内の場合は、健康観察センターに申し込んでいただき、ご自身等での調達が困難であることを確認させていただいたうえで、配布することとなります。

**Q17 みなし陽性の診断をしたが、これも発生届は不要か。**

- みなし陽性の判断をした場合で、65歳以上や重症化リスクが高い等の発生届の対象に該当する場合は、引き続き、疑似症としての届け出が必要となります。

**Q18 毎日の年代別の陽性者の報告について、2日前の報告数に誤りがあることが発覚した。その場合の対応は。**

- 県感染症対策室へご報告をお願いします。

**Q19 毎日の年代別の陽性者の報告について、数時間前に報告した件数に誤りがあった。その場合の対応は。**

- 報告日の10時までであれば、修正した様式で報告をしていただければ修正は可能です。



**Q20 みなし陽性の方は、患者数にカウントしていいか。**

- みなし陽性の方についても、年代別感染者数の報告件数に含めてご報告ください。

**Q21 発生届の対象とならない方については、保健所はその個人を特定できないことになり、公費は引き続き、使用できるか。**

- 検査の公費や宿泊療養・自宅療養公費は、引き続き、使用することが可能です。

**Q22 発生届の対象とならない方が、死亡した場合(死後に感染が明らかになった場合を含む。)は、保健所への報告は必要か。**

- 発生届出対象者については、従来どおり保健所へ報告をお願いします。
- なお、発生届出対象外についても、医療機関が探知した死亡者について、保健所への報告をお願いします。

**Q23 発生届の対象とならない方が、その後、入院することになった場合など、届出の対象となった場合は、発生届出は必要か。**

- 入院する時点で、発生届出の対象となりますので、保健所への発生届が必要となります。その他、重症化リスクありで酸素投与開始になった等、療養期間中に発生届出対象となった場合も同様です。
- 最初の受診時に、長崎県に既に人数を報告していた方が入院された場合は、新規感染者としての集計数には含めないでください。

**Q24 発生届出を HER-SYS で入力する場合、入力する際の注意点はありますか。**

- 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者又は重症化リスクがあり、かつ新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者については、追ってシステム改修によりチェック欄を設けることとしているが、それまでの間は、該当する者は重症化のリスク因子となる疾病等有无「その他」の欄に「0」を入力いただくようお願いします。
- なお、複数該当する場合は、該当するものすべてにチェックを入れるようお願いします。